

# 宇治市立保育所移管先法人選考委員会

## 第4回会議 会議録

● 開催年月日 平成21年4月17日(金)

● 開催場所 宇治市役所 301会議室

● 開会 午後7時00分

● 閉会 午後9時40分

● 出席者

(委員) 安藤 和彦 京都文教短期大学教授

大西 雅裕 華頂短期大学 社会福祉学科教授

角道 静子 元宇治市立保育所長

臼井 浄子 宇治市民生児童委員

田中 秀人 宇治市健康福祉部長

緒方 勝介 宇治市立槇島保育所保護者 計6名

(欠席)

小長谷 敦子 小長谷公認会計士事務所 公認会計士・税理士

京都府社会福祉協議会監事・社会福祉施設経営指導事業経営相談員

(説明員) 槇島保育所保護者会民営化対策委員会委員 5名

(傍聴者) 1名

● 次第

1. 開会

2. 議事

(1) 宇治市立槇島保育所保護者会民営化対策委員会の要望書について

(2) 書類審査(非公開)

3. その他

4. 閉会

事務局

では、ただいまより4回目の会議をお願いしたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席賜りまして、ありがとうございます。本日は、お手元の資料にございます次第に基づきまして、順次進めていただきたいと思います。本日の議事といたしまして、(1)宇治市立榎島保育所保護者会民営化対策委員会の要望書について、(2)書類審査を予定いたしております。

なお、本日の会議につきましては、前回ご確認をいただきましたとおり、議事の(1)につきましては公開、議事の(2)以降を非公開とさせていただきます。傍聴の方にもお入りをいただいているところがございます。それでは、安藤会長、早速ですけれどもよろしく申し上げます。

会長

どうもこんばんは。お疲れのところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、時間の関係もありますので、早速議事のほうへ入らせていただきたいと思います。

まず、議事の(1)宇治市立榎島保育所保護者会民営化対策委員会の要望書についてでございますが、去る平成21年3月5日付で、榎島保育所保護者会民営化対策委員会様よりご提出をいただきました「応募にあたっての保育所運営の条件について」につきまして、平成21年3月19日に開催をいたしました第3回の当委員会におきまして、その取り扱いについて議論をさせていただいたところがございます。

当委員会といたしましては、要望書に記載されている諸条件を、そのまま移管先法人選考の条件とすることはせずに、ご要望の趣旨を受けとめて選考に当たるという結論に達しました。その取り扱いを前提といたしまして、当委員会で直接意見を聞き取りさせていただいたほうがよいということで、文書だけではなく、声を聞いたほうがいいんじゃないかというふうなことで意見がまとまりましたので、本日、聞き取りの場を設定させていただいた次第でございます。

保護者の皆さんには、夜分ご多用のところ、お疲れのところ、おいでいただきまして、まことにありがとうございます。我々選考委員会では、保護者の皆さんのご意見を十分に聞かせていただきたいと思いますとのことで、今回、お願いをしたところがございます。どうぞその点、よろしくをお願いをしたいと思います。それでは、まず我々選考委員のほうにつきまして、各自自己紹介をさせていただきたいと思います。

～各委員、自己紹介～

会長 本日、公認会計士・税理士の小長谷委員さんが欠席でございますが、本日の状況につきましては、事務局のほうから委員にご説明いただくということにしておりますので、その旨でお聞かせいただいたら結構でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、よろしければ、対策委員会の皆さんのご紹介をお願いいたします。

～各対策委員会委員、自己紹介～

会長 それでは、早速ではございますが、横島保育所保護者会民営化対策委員会さんより、このご要望書につきまして、ご説明をまずお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

対策委員会委員 第2回の選考委員会で、「応募にあたっての保育所運営の条件設置について」というのを拝見させていただいて、このことについては、法人を決められるときに条件として考えておられるんだなと思ったんですけども、私たち保護者としましては、これよりもっと突っ込んだといえますか、もう少し細かいところまでわかっていただきたく、この3月5日に提出させていただいた「応募にあたっての保育所運営の条件について」というものを出させていただいたんですけども、各クラスで学習会を行いまして、そこで保護者から出た案をまとめまして、この1枚の紙を出したんですけども、細かいところまでとはどういう風に説明しましょうか。

会長 文書を読ませていただいた中で、まだ補足されることがあれば、それに加えて説明していただいたら結構です。

対策委員会委員 補足という点では、これ以外の補足というのはございません。ここに書いてある事項に関しては、保護者全体で話し合いをし、決めたことなので、ここに欠けること、法人が欠けるようなことがあれば、困るといった感じですか。

対策委員会委員 私たちは、この条件を一つでも欠けるような法人では困っているんです。

対策委員会委員 これを目を通していただいたということなので、私たちはこの部分、一つでも欠けたら嫌だなと思っているんですけども、全部は取り入れられないということなんですか。

会長 ご説明しましたように、この1件1件が選考条件になるということではなくて、選考委員会として、要望書の趣旨を受けとめて、参考にさせていただくということです。

この文言を書いてあることを見るだけで、我々が理解しているのかということをお心配しましたので、本日、お越しいただきました。文言だけじゃなくて、行間に何かございます

かということなので、わざわざお時間を割いて来ていただいたわけですから、有効に使っていただいたら結構です。

対策委員会委員

これは保育所運営に関することの 番なんですけれども、今までどおり、現状どおりに障害児加配保育士を、児童3人に対し加配1人で見てほしいというのは、もう必ず条件というか、強調したいことなんです。もし新しいところに行って、この3対1加配というのがないというのであれば、やっぱり保護者として不安ですし、新しい保育所で3対1加配で見てもらえるのかというのがすごく心配なんです。

会長

ほかに何かありませんか。それでは、こちらからお聞きしましょうか、そのほうが返事が出やすいと思いますので。それじゃ、委員さんのほうから、何かご質問がございましたらお願いしたいと思います。

緒方委員

個別に一つ一つ詳しく、皆さんが思っているところをおっしゃっていただければいいと思うんですけども、例えば2番の 番なんですけど、「移管保育所の施設長及び主任保育士は当該保育所の専任であること」に対しての要望で、「保育資格を有し、保育経験施設長20年、主任15年以上の者とする」とあるんですけど、これなんかは、例えば19年だったら駄目なんですとか、そういうところを、実際に点数をつけるときに、0点か、満点かというつけ方じゃないので、実際にこの文の裏にはどういう気持ちが入められているのかということをおっしゃっていただければと思います。例えば法人のヒアリングの時に、どういった経験を、ちゃんと持っているという、その主任さんなり、施設長が、たとえ年数がないようなところであっても、そういう資格、経験がちゃんと積まれているような保育所であれば、そこには加点すべきじゃないかなという思いが私にはあるんですけども、実際にこの字面だけでは、20年を下回ってしまったら、もう0点なのかみたいな感じになってしまうので、実際には、子供たちに不慣れな先生ばかりにならないようにいうところを多分思っていると思うんですけども、その辺は多分、選考委員のほうでも理解して選考に当たるつもりなんですけども、実際、生の声として、せっかく来てくださったので、先ほどのハンディのある子どもに対しての 番についても、そういった具体的な気持ちというのが、ここにいる委員の方にちょっとでも伝わればと。選考のときに、結果として、後々、わだかまりが残らない形になるかと思います。

対策委員会委員

「2. 保育所運営に関すること」の 番ですね、「保育資格を有し、保育経験施設長20年、主任15年以上の者とする」ということがあるんですけど、前回の民営化の際の条件に、「バランスのよい」とありまして、そのバランスのとれたというのがすごくあいま

いで、少し私たち保護者にとっては、どういうバランスなのかということで、その下もそうなんですが、経験年数については10年以上3割とか、具体的な数字を出させてもらってるんですが、あいまいさを取っていただいて、しっかりとした保育経験がある方に、やっぱり施設の長ならびに主任補佐という形をとっていただきたいと思うんです。保育士の方についても、「10年以上3割、5年以上2割、未経験者（新規採用）1割」ということは、やっぱりベテラン保育士と言われる先生方がいらっちゃって、新規の保育士の方を育てていく環境というのも、保育園で必要なのではないかと思い、数字を記入させていただきました。

対策委員会委員

2番の 番なんですが、現状、年末年始と日曜日ぐらいしか休みがないので、それに私たち保護者はそういうものだと思ってますし、民間園になった場合に、例えば年度が変わるとき、榎島保育所では、4月1日に次年度の準備期間ということで、その日、できるだけ遠慮してください、保育に預けるのは遠慮してください、でもお仕事で仕方なかったら、事前に預けますか、預けませんかという書類をもらって、それを出させてもらうんですけど、次年度の準備をするので、1日、2日、入所進級式までは休みにしてくださいと言われる法人ですと、私たちは仕事をしてるから保育所に預けるのであって、そうすると、近くに両親もいなければ、知り合いもいなければ、預けるところがなくなって、仕事を休まなければならないというのは困るので、そこは今の榎島保育所と同じように、休みの日は今までどおりしてほしいということもありますし、やっぱり保育参観とか運動会等は、今は土曜日とかにさせていただいているので、それも平日となりますと、仕事の関係で、やっぱり休まないといけないとか、今、土曜日ですと、お父さんもお母さんも、両親ともに運動会等の日に参加できるんですけども、それもどちらかしか出れないということにならないように、土曜日にしてほしいというのが、2番の 番に書いたことです。

対策委員会委員

2の の途中入所をしないこととあるんですけども、民間園で、お子さんを預けているお母さんが、定員より多かったんで、園長先生に聞かれたらいいんですけども、定員の何%かについては、入れることができるんですということをおっしゃったそうなんです。それもなしというか、何%か、そういうのは関係なく、人数ぴったりに、すぐに増やさないで、定員通りに入れて欲しいとは思ってます。

田中委員

今、保育所の定員がありますけども、国のほうも定員を超えての入所というのを認めるんですね。待機が多い状況で、4月の時点では15%、5月以降が25%、10月以降は制限なしというふうになっているんですが、ただ宇治市内の保育所については、公立に

については、乳児について定数を超えても受け入れている、民間については、25%のところもあるかも知れませんが、定数を超えても受け入れられております。ただ市内で25%を超えて青天井ということは、現実的にもなかなか厳しく、そういった状況は今はないと思います。

私的入所というのは、今、定数を超えた部分の入所については、宇治市でも運営費という形でお支払いしてますし、それとは関係なく、個人的に園と個人の方と私的に入所させるというようなものについて、私的入所しないという意味なのかなというふうに、我々は受けとめてるんですけどね。

対策委員会委員           そしたら、何%かは、民間保育所になっても、それはしていくということなんですかね。

田中委員                   そこで、法人の考え方というのもの、ヒアリング等でお聞きをしていただくことになるのかなと思ってます。

緒方委員                   定数を超えた場合は、当然、先生の数の割合は超えられないわけですね。

田中委員                   最低基準は、面積とか、職員の数とかの最低基準を超える形でクリアしないと、子ども達を入れるということにはなりません。

緒方委員                   もともと定められた定員が、目いっぱい状況じゃないということなんですね。

田中委員                   そうですね。この部分の最低条件をクリアするというのであれば、いいですけども、なければ実際違反ということになりますね。

対策委員会委員           定員の話ですが、ある民間園で一時保育が始まりましたが、どういう形で始まったのか、その施設がどれくらい増えて入るのかとかということはわかりますか。これから、今、槇島保育所を新しく民営化するに当たって、一時保育を始めるのを想定して、敷地があるのか、ないのか、もし決まった敷地内に一時保育をするために、場所がなければどうなるのかなど。

事務局                    保育園の施設の部屋の数とか、それをどのように何歳児にどう使うかという中で、一時保育の場所を確保されて、今回から事業申請をされて、京都府の認可を得てスタートしているというふうに聞いておるところですので、多分ご心配をなさっている、いわゆる押し込むとかいうのは、事業の運営では認められないことですので、それはないということでご理解をいただければと思います。

対策委員会委員           そういうこと、例えば法人さんが決められたことは、保育所に通ってる保護者の了解をもちろん得て、一時保育が始まったという理解でいいんですか。

事務局                    一時保育を実施することにおいて、当該保育所が保護者の理解を得ることが条件になっ

てはおりませんが、推測になりますけれども、園と保護者さんの信頼関係というのは当然ありますので、やはり何か話はされているだろうと思います。我々も事業認可を京都府に申請するにいたしましても、保護者の了解があるという1項があるわけではありませんので、深く立ち入ってその部分を確認したわけではないですが、一方的にされるようなことだと、事業がスタートできていないのではないかなというふうに思います。

田中委員

補足になりますけれども、園として一緒に進めていかれるというケースが本当ただと思うんですが、前例としては、前回の民営化保育所は、始める時期等に当たっては、保護者さんとも協議しまして、市も入りまして、いつから始めますよということで、協議の上、スタートされますので、今回の場合に、どういうふうに保育所からやっていかれるかについては、保育所の考え方もお聞きしながら、場合によっては、3者協議みたいな形でもって、協議しながら進めていくということは、あり得ると。これからの取り組みの話ではないかと思っています。

会長

一般的には、やはり何も要望がなかったら、一時保育というのはしないですね。しても、子どもが来ないですから。やはりそういう声があつて、されるということが、前提だと思うんですね。そこに全く意思の疎通がないのかというと、そうでもないですよ。勝手にやってるといふのであれば誤解があるだけで、やはりそこに何らかのコミュニケーションが、あったのではないかなと。ほかの延長保育でも大体そうですね。やはりニーズがあつて、そういうふうに対応していきますからね。何か声があつたら、動いていくということになってくるんで、その園、その地域のニーズに応じて、一時保育の内容も変わってくると。ほかの要素も変わってくるといふことになると思いますね。

田中委員

1次民営化の時は、前提の条件、応募の条件として、一時保育をすることというのを条件にしていました。ただ、それを始める時期等については、保護者からもいろんな意見をもらった上で、それを条件として、開始の時期を決めました。そういった実績があるということを紹介しておきます。

対策委員会委員

今、ニーズとおっしゃいましたけれども、それは確かに地域のニーズがあると思うんですが、始めるに当たって、保育所に入ってる保護者の方というのは、預けられてるわけですからね、で、地域のニーズがあります、一時保育を始めたいと思いますということを、現に保育所に通ってる保護者の方に伝えるということで、質問したんですが。

田中委員

言われるように、一時保育については、保育所に入っていない地域の方のニーズによって実施するわけですから、行政的にも、一時保育をやってほしいということで条件にして

ますし、やるという方向で考えておりますし、ただ、実際に入所しておられる保護者から、そのことによって入所が混乱しないのかとか、心配しておられるんじゃないのかなと思うんですけども、それは、今回の場合は新設の保育所になりますので、一次の時とは条件は違いますから、このままというわけにはいかないんですが、実施にあたっては、法人の考え方とあわせて保護者の方の中でこういった声がありますよということを踏まえて、市としても対応していくつもりで考えております。

対策委員会委員

2の 番なんですけども、保育料のほかに、冷暖房費とか、絵本とか、いろいろそういうお金を取られるのではなく、今までどおりにさせていただきたいんです。制服とかもつくりたくないです。

対策委員会委員

2の 番なんですけれども、ある民間園では、4月1日から、それまで縦割り保育はしますとも何も言わずに、いきなり縦割り保育になったりすることもあるようなんです。担任の先生は、みんなの先生になってるようでして。それがいいのか、悪いのか、わからないですけども、やはり3、4、5歳、一緒に給食を食べて、一緒に昼寝するという状況で、年度途中でなく、就学準備のためとかでもなくいきなりなので、それは、保護者としてはやはり不安だなという声を聞くので、そういうことはやめてほしいという、要望がありました。

大西委員

そういうことは、しっかりとした意思疎通を持って、すなわち園の運営等に関しても、やっぱり3者会議ですよ、市も入られた3者会議で十分話し合いをした上で、いろいろなことを決めていってほしいということですね。それはそのような形でやる方向で、話は通じると思うんですけどもね。勝手に法人側が、一気にこうしますとか、ああしますということでは、多分理解は得られないですし、一般論でいっても、ニーズから外れるような運営の主体がある中では、やはり自然淘汰されていきますからね。こういう方向性というのは、ニーズにしっかりした対応をしていくというのが重要ですから、必ず保護者の方にも了解を得てというようなことで、今後は進んでいくとは思っております。だから、そういうようなこともふまえて、我々は、選定していく方向で考えております。

対策委員会委員

2の なんですけども、給食は今、宇治市では、主食も自己負担1,000円ですけれども、民間になった場合でも、主食は出して欲しいと思っていますし、もちろん自園で調理して外でつくったものを持ってくるのではなくて、その園でつくった温かいものを子ども達に食べさせてもらいたいとも思っていますし、アレルギー食に対しても、今、お弁当を自分で持っていっているお母さん方に聞くと、週1回ぐらいのお弁当になってる

みたいなので、それ以上保護者の負担にならないように、できるだけ園で対応できることはして欲しいと思っていますし、献立も、できれば宇治市から出てる献立をもとに、同じように使っていただき、同じ献立にして欲しいし、食材も、今、槇島保育所では、地元で仕入れて、使っていると聞いたので、やはり安全なもので、離乳食とかについても、栄養士、保育士、保護者の中で話し合いをしていただいて、決めていただきたいと思います。

対策委員会委員

2番の なんですけども、運営条件は午前7時から午後7時までということになっていて、今よりも時間は長くなるんですけども、時間の延長に伴う料金の徴収はしていただきたくないですし、この時間も平日と同様の保育時間をして欲しいです。 番では「保育指針を」ということを書いてありますけども、今、槇島保育所で、ふれあい事業や、園庭の畑とかありまして、そこで野菜をつくったり、年長は陶芸教室で実習したり、消防署から消防車が来たり、ごみ収集のパッカー車が来たりとかということがありますので、その辺は子ども達も喜んでいきますので、それはそのまま引き継いでいただきたいと思います。

大西委員

宗教的活動とか、英才教育を行わないことというのは、ある程度のイメージはあると思うんですけども、どの程度のことを想定されてるのかなというのを伺いたいんですけど、例えばクリスマス会も宗教行事ですね。それはやらないという意味なのかどうかを、もう少し具体的にいうと、どういうことなのかというのがわかれば、選定のときにも役立つかなと思うんですけども。

対策委員会委員

確かにクリスマスって宗教行事ではありますが、最近の日本でクリスマスを祝うのは普通ですよ。

大西委員

そう思っていられる方もいますし、中には、そういうのは宗教行事だから、自分は違う宗教だからやらないという方も現にいらっしゃいますので、だからどういうイメージで考えたらいいのかということなんです。

対策委員会委員

私たちは、その法人が、例えば仏教の法人とか、キリスト教の法人なのか、わからず入っていますので。

大西委員

例えば、保育所を経営されている宇治市の保育所の中にも、そういう仏教をベースにされているようなところがありますよね。だけど、そういうことを強制とかはしないんだと。ただ、うちはこういう法人なので、少し手を合わせるぐらいはしてくださいというの、だめということなのかということですね。

会長

手を合わせて、「いただきます」ってやりますね。これ、宗教的だと禁止したところがあるんですよ、教育委員会。宗教活動であると。そこまで皆さんもお考えなのかどうか。

委員がおっしゃるように、この中身はどういうイメージなんだろうかと。普通、言いますよね。仏教とかキリスト教とかではなく、日常生活作法で「いただきます」、これさえもだめだという場合があるんですね。今おっしゃるように、ピュアに考えたら、そういうところまで行ってしまおうんです。だから、ここでの「宗教的活動」というのは、どの程度なのかという、委員のお尋ねだったと思います。

対策委員会委員

例えばキリスト教のところであれば、朝、お祈りのようなものがあってとか、仏教であれば、座禅のようなものがあつたりというのは、やはり各家庭の宗教等もあるので、そういうのではないほうがいいなというのと、英才教育についても、「あいうえお」を勉強するとかはいいと思うんですけども、例えば、朝にプリント学習をして、解答を確認して、国旗を覚えて、人物を覚えてということをするよりは、外でみんなで元気に楽しく自由に遊んで欲しいなというふうに思うんです。小学校1年生で必要な、最低限自分の名前を読めるようにとかは、英才教育にならないと思うんですけども、度を越えての足し算を勉強しましょうとかは、やめていただきたいなと思います。

対策委員会委員

例えば、鼓笛隊をやるとか、英語をやるとか、そういうものは英才教育というふうになるんじゃないかなとも考えているんですけども。

緒方委員

主観的な問題で、かなり個人によって差のある問題だと思うんです。それで、何が問題なのかと私も考えて、一番問題なのは、やはり槇島が変わるといふ、今まであったものがなくなったり、変わったり、そこが一番の不安であり、問題であると思うんですね。だから、それについて保護者が、変わったことに対して話し合いのできる環境、新しい法人、決まった法人と話し合いができるという環境をつくっておかないと、今後、その問題一つ一つ、これは前にはなかったことだというのに気づいたときに、保護者が意見を言えるような状況をつくれるような法人であれば、ある程度はクリアできているんじゃないかなとは思いますが、細かいところは本当にもっとあると思うので、それはその話し合いが確実に行われるという環境を、私とすれば重きをおいて、点を付けたいなと思っています。

会長

ですから、文書をいただいて、読ませていただいて、この選考委員会の場で扱うのか、三者委員会で扱われるのかということは、しっかり整理しておかないと、例えば制服は買いませんよと書いたら、これは約束事ですから、10年間買えないわけですよね、20年間も買えないわけです。途中で保護者の意向が変わって、制服を買いますとおっしゃっても、文書が生きているわけですから。ですから、それは、その時その時の保護者の方々の

意向を、話し合いの中で積み上げていくことにしないと、だから、こういうことは三者委員会でお話されたらどうだろうか。そうしないと、がんじがらめにお互いになってしまって、先々、何もできなくなってしまうという危険もあるわけですね。例えば榎島保育所以上のことをやろうとしたら、できなくなるかもしれませんね、縛り付けてしまったら。榎島保育所が完全ではないですから、ある意味ではね。もっといいこと、法人がやってるところもあるでしょうし、これからやろうとしたときに、手かせ、足かせになってしまうと、大変ですから、三者委員会での話し合いにゆだねるものもあるという意味で、前回の委員会で、結論が出たんですね。だから、今回は意向をお聞きしたいということです。

皆さんの意向を十分生かせるような方法というのは、この文章の中だけで決めてしまうより、永続的にいろんな場面で、話し合いの場面があって、そこに持ち出していくほうが、よりベターなのかということですね。

対策委員会委員

その他のところなんですけども、「建設計画に送迎用駐車場・畑・プールを設置すること」とあるんですけども、今、榎島保育所は、送迎用の駐車場、車の駐車場がないんですね。路上駐車をしてるという形になってまして、結構、近所の方にも迷惑をかけてますし、公立の保育所では送迎用の駐車場、施設があるところもあると聞いたので、できれば駐車場のスペースは送迎用として確保して欲しいということです。

対策委員会委員

今おっしゃってたように、細かいこと、三者協議で話し合わないといけないという項目は、ここにあること以外に、もっと細かくいっぱいあるんですね。私たちも、そんな、不慣れなことで、集まって、ここは法人を選んでいただくためには必要だよということを、今回のこの保育所運営の条件についてという形で出させてもらったので、ちょっと選考委員会の方が、これは三者協議で話すことでしようと思われることもあるかもしれませんが、私たちにとっては必要最低限の事項をわかっていただきたくて、今回この文書として出させていただきました。

会長

意向としては十分、その辺はわかります。

対策委員会委員

聞きたいんですけども、榎島保育所の保育の形はありますよね、それ以上というのはどういうことがあるんですか、聞きたいです。もっとすごい英才教育とかすごくやってきて、みんないい保育所やなっていう榎島保育所以上というのは、どういうことが以上なんですか。定員が以上なのか、保育の質が以上なのかというのは、どういうところで判断したらいいんですか。

会長

保育の質の評価というのは、主観的な部分もありますけれども、例えば宇治の保育の運

営の云々ではなくて、公立というものの持つ限界もあるわけです。それは角道委員が、よくご存じだと思いますけれど。だから、そのところはお互いのいいところを取り合っ、より良くしていくということですね、そういう意味でお互いが話し合いをされてはどうですかという意味でお話させてもらっています。

角道委員

私は、民間のいいところも、公立のいいところもあると思うんです。孫が民間の保育所を卒園したんですけれども、私は自分が公立にいましたけれども、民間園もすごいな、頑張っていたらなと感じたんですけれど。例えば、年長の時に、毎月、先生、担任1人と主任の人だけで、園外保育へ行くんですね、お弁当は親がつくらないといけませんけれどもね。それをビデオに撮影して、卒園のときに、1年間の姿をビデオで全部に配っていただいてましたね、アルバムと一緒にね。いや、こういうこと、公立ではなかったなというふうに思いましたね。それから、私は自分が公立にいて、なかなかパジャマで寝かせるということは、希望していたんですけども通らなくて、結局、着たまの服で寝かせてたんですが、孫の民間の保育所では、0歳から全員パジャマに着がえさせて、寝かせてくれるんですよ。それがすごく私はありがたくて、感謝しましたね。

また、お布団が保護者にとってはすごく負担だと思うんです。3人も子どもがおられたら、月曜日の雨の日なんて、敷きと上と6枚持ってきてもらうようなことになってね。民間園では、リースで下の布団だけは園で対応してくれるんですよ。上のお布団だけ持っていくとか、タオルケットだけ持っていくとか、私は民間園も頑張っておられるなということを感じて、公立もまた、そういうことを取り入れるのもいいなというふうに今感じてるんです。

だから、皆さんも、今度、法人になったときには、文書で縛りつけなくて、話し合いを持って、一つ一つのことを、運営していくときには話し合いでお願いしたいという、そういう体制づくりをしていく、これがどうでなければいけないとか、そうではなくて、一つ一つ話し合いを重ねて、やってもらえるよう、お互いに努力していくのがいいと思いますね。公立の良さもあるけれど、民間の素晴らしさもたくさん、この6年間で体験したんです。だから、委員がおっしゃるように、本当に、それは榎島も素晴らしいですけども、でも、もっと視野を広げて見たら、また違う考えも浮かぶのではないのかなという思いも私は、持っているんですけどね。

さっきおっしゃった縦割り保育のことですけど、きっと勝手にはしてはいないとは思ってますよ。きっと所長とみんな、保護者にも、縦割り保育でやりますというふうな話がど

こかであったと思うんですよ。子どもには、縦割り保育もとっても大事ですし、年齢別保育も大事ですし、3、4、5歳が一緒に行動する時間とかもとっても大事なんですけど、それは、家庭の中に兄弟が少なくなっているから、年長は下の子の面倒を見、障害を持つて子がいれば、その子の心もわかり、そういう意味では、私は縦割り保育というのは大切だと思ってるんです。でも、ある時は年齢別保育もしないと、発達がすごく違うから、別々の年齢、別保育もしないといけないけれども、どちらも大事だというふうに思うんですよ。みんなでそういうふうにして暮らすことも、とっても子ども達にとっては大事ですし、新学期というのは、寝ない子もいるし、暴れる子もいるし、いろんな子がいるし、だけどそれもまた保育所という体験の良い場所でもあるので、悪いほうにばかり思わないで、子どもの発達にはいろんなことが必要なんだという親の気持ちもまた大事かなというふうに思って、私は、聞かせてもらっていたんですけどね。

ですから、本当にどっちものいいところをお互いが取り合って、今後の園を運営していくという、その話し合いの場を持てるという条件をね、ずっとつくっておけばいいのではないのかなと思いますね。

対策委員会委員

私は、民間保育所で働いていますが、やはり公立の良さと民間の良さというのは、私もあると思うんです。でも、さっきおっしゃっていた、例えばビデオを卒園のときに渡します、写真も一人一人、その子の写ってるものを全部アルバムにとじて、感想も書いて渡しますというのは、それはすごく親としてはうれしいことですけども、結局はその費用というのは親が負担するというので、結局はプラス料金になるじゃないですか。

角道委員

例えば遠足を例にとるなら、遠足の写真を展示して、その中から親が、自分の子どものいいものを3枚か5枚か買うんですが、1枚、70円程度ですかね、5枚で350円、それをとっておいてくれて、それを最後にまとめてという形ですね。それぞれの園の方法があるとは思いますがね。

対策委員会委員

私が働いている園は、プラス料金ですし、やはり現状どおりというか、今までどおりというのをベースにしてもらいたいですね。

先ほどの宗教的活動とかの話に戻るんですけども、今では、英語教室もそういうことは全くしていない訳ですから、だから、そういうものを、例えば希望者だけというのもしにして、今までどおりに保護者としてはしてもらいたいと思ってます。今と変わらずということ、私は思ってます。

緒方委員

一番ストレスが少ないということですね。やはり人数がいいますので、榎島保育所の中に

も、それがいいと思う人、悪いと思う人、自由参加にしたらいいのではないかという中にも、保護者同士で分裂したりとかしても良くない問題でしょうし、それを最初は現状維持をベースで、後、考えていくときに、ちゃんと話ができることが大事なんじゃないかなと。

角道委員

そうですね。

会長

要はベースは、現状維持でスタートしていくわけですね。それがずっと続いていけば、困る場合も出てくるわけで、今おっしゃるように、そういうものを話し合いしていける場面をつくっていくということですね。だから、先がどうなるかわからないというのは、皆さん、不安だと思いますし、それを解消する場所、いい意味で建設的に解消していくような場所を設けていくという、それがやはりベースかなというふうに思うんです。いろいろお話があって、今、一番不安があたりでしょうし、その不安というものを解消するためには、余り急に変わるのも、激変するのも大変ですし、今のところ、現状維持という、現状継続ということ、まずスタート台でやっていきましょうということですね。ある程度、様子が見えてきたら、また皆さん方が集まって、話し合いをしてもらって、また次の世代へバトンタッチをしてもらおうというようなことになっていけばいいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。およそ1時間、お話を願いましたけれども。

対策委員会委員

不安があるということ、それはそうなんですけれども、今回、第2次の民営化になりますよね。もう少し宇治市のほうから、今どういう状況になっているとかという報告も、こまめに出していただければなと思います。前回の時とかの資料は、以前いらっしゃった先生方にいただいて、読ませてもらったりしてるんですが、これから、もし民営化になって、話し合っていく機会を持ちたいけれど、宇治市のほうとのやりとりなどというのが、やはりそこも不安なんですよね。ですから、宇治市の方の対応もしていただきたいと思います。

会長

よろしいでしょうか。最後に、行政に対するご要望もありますので、しっかり聞いていただいて、委員にも入っていただいておりますから、聞いていただきたいと思っております。

本日は、十分、この文書の背景というか、お気持ちというものを我々もひしひしと感じておりますので、文章の行間が読めたような気がいたします。これを参考に審査を進めてまいりたいと思いますので、本日はこれにて終わらせていただきたいと思います。 それでは、保護者の皆さんも、お疲れのところ、長時間ご説明いただき、ありがとうございました。

ここで保護者の皆様と、それから傍聴の方、申し訳ございませんが、退室をお願いをいたしたいと思います。

( 横島保育所対策委員会委員及び傍聴者退室 )